

公衆インターネット網への転送に関するコメント

2005年10月25日
日本テレコム株式会社

For Your Networking Universe

公衆インターネット網への転送に関するコメント(1)

ガイダンスの必要性に関する総務省殿ご見解

料金負担している発信者は公衆インターネット網に転送されるかどうか分からないために、以下問題がありえることを認識しえない点がある。

- ・なりすましの危険性が生じること
- ・品質低下や故障発生への迅速な対応が難しく事業者の責任が及ばないこと

番号研究会第4回WG資料 公衆インターネット網への転送について(基本的な考え方の要約)

弊社の考え

①問題点に関する課題

- ・発信側への影響は、なりすましを除けば電波環境の悪いエリアの携帯電話へガイダンスなしで転送した場合と状況は同じではないかと考えますので、インターネット網転送時との違いを明確にする必要があります。
(携帯電話においても電波環境は常時安定していないこと、事業者が通話毎に管理、復旧対応が困難である)
- ・なりすましの危険性について、一概に危険性があるということだけでなく、どのような問題が起こりえるか明らかにし、その問題に対しそもそもガイダンスが有効な対策であるか及びこれ以外での有効な対策方法の検討が必要と考えます。

弊社の考え

②ガイダンスのサービスへの影響を考慮

常時転送を行っているユーザーへの通信に、毎回ガイダンスが挿入されると、耳障りなものと受け取られる可能性があり、それが発信頻度へ影響するとサービスそのものへの悪影響が懸念されることから、慎重な検討が必要と考えます。

③適用範囲について

ガイダンスを必須とする場合、今後転送用GWのみを設置してサービスを提供する事業者(事業法164条の適用除外等に該当する事業者)があらわれた場合に同一条件を適用するのかを検討する必要があると考えます。